

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開 催 日 時	令和5年8月22日（火） 午後2時00分～午後4時30分
開 催 場 所	市役所 第3分館 3階 第4会議室
出 席 者	会 長：大西 雅裕 副会長：川北 典子 委 員：奥田 かずえ、木上 宗則、宮原 保子
欠 席 者	なし
案 件 名	（1） 幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について（審議） ・ 蹉跎保育園 ・ 第二光の峰保育園 ・ 三矢ゆりかご保育園 ・ 村野保育園 （2） 保育所の民営化（令和6年4月）について ・ 桜丘北保育所 （3） 認定こども園への移行調査の結果について（報告） ・ 認定こども園への移行調査の結果（令和7年4月移行予定）
提出された資料等の名称	資料1 幼保連携型認定こども園認可申請書及び添付資料 資料2 （仮称）桜丘北保育所 児童福祉施設認可審査表及び添付資料 資料3 認定こども園への移行調査の結果について 参考資料1 委員名簿 参考資料2 関係法令等抜粋 参考資料3 保育施設の整備状況及び待機児童数等の推移 参考資料4 市内施設位置図
決 定 事 項	幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可4件、民営化に伴う保育所の認可1件について、それぞれ意見を徴取した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	
所管部署 (事務局)	枚方市 子ども未来部 子育て支援室 私立保育幼稚園課
審議内容	
<p>【事務局】</p> <p>ただいまから、令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を開会いたします。私は、こども未来部次長の松下でございます。僭越ではございますが、会長が選任されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお祈りいたします。</p> <p>まず、本日の審査部会には、委員5人に出席いただいておりますことから、会議が成立していることを御報告させていただきます。</p> <p>次に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>それでは開会に当たりまして、子ども未来部長の乾口から御挨拶させていただきます。</p> <p>【事務局】</p> <p>皆さん、こんにちは。子ども未来部の乾口と申します。令和5年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。</p> <p>本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素は、子ども・子育て施策の推進に御理解、御協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本市では、通年での待機児童解消に向け、様々な取組を進めておりますが、令和4年度当初におきましては、4年ぶりに国定義における待機児童が発生いたしました。これを受けまして、特に保育需要の高い北部エリアにおきまして、令和5年4月から私立保育所内の遊戯室を改修して、新たに臨時保育室を開設するとともに、同じ北部エリアの小規模保育事業実施施設等において定員増を行ったところがございます。また、令和3年度から開始いたしました、一時預かり事業の空き枠を活用して待機児童を受け入れる就労応援型預かり保育についても推進することで、本年4月当初におきましては国定義における待機児童数は0となりました。今後も通年での待機児童の解消を目指して様々な取組を一層進めてまいりたいと考えております。</p> <p>さて、本日は、令和6年4月に幼保連携型認定こども園の移行予定の4施設について御審議いただくとともに、令和7年度に向けた認定こども園の移行調査の結果を御報告いたしたいと思っております。また、次回12月頃開催予定の本審査部会で審議をお願いする予定の民営化に係る保育所認可につきましても、事前に御意見を頂戴するものでございます。</p> <p>皆様方におかれましては、子どもにとって最善の利益が守られるよう、ぜひそれぞれの御立場から活発な御意見をいただきますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお祈りいたします。</p>	

【事務局】

続きまして、本審査部会に選任されております委員を、参考資料 1、委員名簿の順番で御紹介させていただきます。

(委員紹介)

【事務局】

それでは、続きまして、事務局として出席しています職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

なお、本審査部会の庶務につきましては、私立保育幼稚園課が担当いたしますので、よろしく願いいたします。

<会長の互選について>

枚方市社会福祉審議会規則第 3 条第 4 項の規定に基づき、当審査部会の大西委員が互選により会長に決定された。

<会長職務代理者の指名について>

枚方市社会福祉審議会規則第 3 条第 6 項の規定に基づき、当審査部会の大西会長が、職務代理者に川北委員を指名した。

【会長】

次に、会議の運営事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(参考資料 2 に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から会議の運営事項についての説明がございましたが、本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づく非公開事項を取り扱うことになるということです。

そのため、非公開事項に関連する部分もあると思いますが、各委員の皆様には忌憚のない御意見をいただけますように、どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、会議録について、各委員からの発言については、非公開部分については削除する等して公表することが妥当であると考えますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、本日の会議録、ホームページ等の公開に際して発言者の個人名の記載についてです。原則は記載することですが、より活発な意見交換を行うためには、発言者の氏名については「会長」「委員」と記載することが適当と考えますが、皆様、それでよろしいでし

ようか。

(異議なし)

【会長】

それでは、発言者の個人名を記載しないということで決定したいというように思います。続いて、本認可審査部会の位置づけと、本日の会議の進め方について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の進め方について説明)

【会長】

事務局の説明どおり、本認可審査部会については、法に基づいて、市の条例、規則により設置されており、所管事務については、児童福祉法等に定める保育所等の認可に関する事項の審査等になります。

また、施設の認可については、児童福祉法の規定に基づき、市の責任において決定されますが、それに当たっては、本認可審査部会に事前に意見を聴かなければならないこととされており、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地から御意見、御質問をいただき、今後、新たに認可される施設がよりよいものになりますよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日、会議に先立ちまして、木上委員に申請者の経理関係について確認をいただいておりますので、お気づきの点がありましたら、また質疑の中で御意見を頂戴したいというように思っております。よろしいでしょうか。

それでは、案件1、幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可(令和6年4月)についてということで、蹉跎保育園について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

案件1、幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、御説明させていただきます。審査いただく前に移行特例について御説明させていただきます。

平成29年の国の通知の中で、既存施設からの移行の特例等について示しており、基本、幼保連携型認定こども園は保育所、幼稚園いずれの基準も満たす必要がありますが、既存施設から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例について、経過措置が認められることとされており、よって、面積基準等において幼保連携型認定こども園の基準を満たしていない施設においても、今回は全て保育所から幼保連携型認定こども園への移行となりますので、既存施設の基準、つまり保育所の基準を満たしていれば、移行の特例として適用されることとなります。

では、1園目、蹉跎保育園について御説明いたします。まず、お手元にあります参考資料の4、市内施設位置図を御覧いただけますでしょうか。

本園は枚方市の南部に位置しておりまして、2012年に公立保育所から民営化されて以来、私立保育所として11年の実績があります。また、市内唯一の休日保育実施園でもあり、そのほか地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業も実施されております。今回、保育所として運営される施設を、幼保連携型認定こども園に移行するものです。

それでは、早速ですが、お手元の蹉跎保育園認可審査表を御覧ください。審査表の項目及び資料について、簡単に御説明させていただきます。まず、審査表については、申請者から

提出された申請書類を事務局において市で定めている基準条例や関係法令に照らして確認しております。確認した内容について、職員配置や施設・設備基準、土地・建物の所有関係、教育・保育時間や全体計画などの運営に関する事項などについて整理したものとなっております。

まず、この審査表の各項目の内容について、事務局で確認した点を説明させていただきます。審査表の基本事項といたしまして、対象施設です。幼保連携型認定こども園は、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条において、設置主体は国・自治体・学校法人・社会福祉法人と規定されています。その下に、設置主体、施設名称、施設住所、園長氏名、定員を記載しています。設置主体は、社会福祉法人めぐみ会です。施設名称は「さだ」を漢字からひらがなの名称に変更されます。定員は歳児ごとの人数を記載しています。現在90名の定員で保育所を運営されていますが、幼保連携型認定こども園へ移行するに当たり、新たに1号児を15名設定し計105名の定員で運営されます。

定員の表の下に配置基準を記載しております。歳児ごとに条例等で求めている必要な保育教諭を記載しています。0歳児は児童3人に対して保育教諭1人、1歳児は児童5人に対して保育教諭1人。これは国基準の6人に1人より本市の条例で手厚い配置としております。2歳児は児童6人に対して保育教諭1人、3歳児は児童20人に対して保育教諭1人、4、5歳児は児童30人に対して保育教諭1人となっております。4、5歳児は合算となりますが、各歳児の小数点第1位まで計算し、今回11人の保育教諭が必要となっております。

次に、その下の確認事項に入らせていただきます。一つ目、定員の項目ですが、こちらは待機児童対策の観点から、保育を必要とする子どもに該当する園児の割合を、市として待機児童の多い3歳未満児を4割以上設定することを求めており、対応していることを確認しております。

2、教育保育を行う期間及び時間ですが、開園時間、教育時間、保育時間、教育週数について、各基準を満たしていることを運営規程等で確認しております。

3、保育の全体計画ですが、お手元の全体的な計画を御覧ください。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。すみませんが、また、認可審査表にお戻りいただきますでしょうか。

続きまして、4、子育て支援事業について、幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業を一つ以上実施していただくことが必須となっておりますが、本園は地域の子育て世帯に対し、育児相談員・地域貢献支援員の資格を持った主幹保育教諭を配置し、週に1回、子育てについて相談できる体制を整えておられますので、本項目について丸としております。

5、職員についてです。保育教諭について配置基準以上に配置されているかどうかですが、基準上必要な職員数は11人となっております、職員は22人配置していることを確認しております。また、幼保連携型認定こども園の保育教諭については、幼稚園教諭及び保育士資格の両方の免許を保有する必要があります。ただし、移行特例として、令和6年度末までは、いずれかの免許保有者であればよいとなっております。3人の職員については片方の免許しか保有していませんが、該当職員については資格見込書において今後1年以内に資格取得していただけることを確認しております。また、調理員・園医等について配置していることを書類において確認しております。

6、園長の資格等についてですが、履歴書、園長の資格証明書において確認しております。

7、学級についてですが、1学級の園児数は、3歳児は25人以下、4歳児以上の園児は35人以下としていることを添付書類で確認しております。また、3歳児以上のクラスには担任を1人以上配置しているかどうかを確認しております。

8、設備の基準についてです。基本情報として、建物は自己所有、土地については市から無償貸与となっております。

設備では、園舎・保育室等・園庭においての三つの面積基準について、お手元の平面図等において全て基準を満たしていることを確認しております。なお、保育室等の面積についてですが、1歳児クラスの保育室単独では園児1人当たり面積が3.25平方メートルであり、面積基準を満たしていませんが、同園では、1歳児と2歳児クラスの保育室の仕切りは可動式であり、一体的に運営を行っていることを確認しておりますので、その場合、園児1人当たり面積は基準を満たしております。

審査表3ページ目の設備の有無について、調理室・保健室・便所・職員室・乳児室またはほふく室・保育室・遊戯室・飲料水用設備・手洗い用設備及び足洗用設備につきましても、全て配置していることを確認しております。

9、保育室等を2階以上に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内の階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備についても確認しております。

本園は2階建てであります。園庭は屋上でありませので、10は該当しません。

11、食事の提供方法について、自園調理を実施していることを確認しております。

12、情報の開示については、当該園を利用される方に対し、入園のしおり等において提供されていることを確認しております。

13、入園する園児の選考については、選考方法等計画書において、入園する園児の選考を公正に行い、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮していることを確認しております。

14、園児の健康安全の確保については、園児の健康及び安全確保計画書において、園児の健康や安全を確保するために、疾病予防や防災、防犯に対し適切な体制を取っていることを確認しております。

15、運営状況の点検等については、運営状況の点検または評価等計画書において、自己評価を行い結果を公表している、苦情を受ける窓口を設置しているかどうかを確認しております。

16、経済的基礎については、大西会長からもお話がありましたように、木上委員に申請者の経理関係について既に確認をいただいております。

17、認法第17条第2項の各号に規定する事項に該当しないについては、該当しない誓約書が提出されております。

18、その他、法令等に定める基準については満たしております。最後ですが19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明しました、5、職員の資格について該当しております。以上、長くなりましたが、説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。

ただいま、事務局から幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についてのうち、蹉跎

保育園についての説明がありました。何か御質問とか御意見ございませんでしょうか。
いかがでしょう。法人としての財政的な問題はなかったですか。

【委員】

それは一度、提出された書類を見させていただきましたので、問題ないです。

【会長】

園長の資格証明書の件なんですけれども、この園長の資格証明書、理事長が証明されていますが、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律、施行規則第13条の規定により、12条に規定する資格を有する者と同等の資格、同等の資質を有するということですか。

【事務局】

園長になるための資格をお持ちでない方については、理事長が認められた資格証明書を出していただいております、同等の資格をお持ちということを経理から承認していただいております。

【会長】

同等の資格に有する資質があると認めているのが理事長であって、この人自身が同法の12条に規定する資格は持っておられないということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

では、12条の資格というのは、どういうものなんでしょうか。そこに、この幼保連携型認定こども園の園長になる資格に、小学校の2種免許でもいいと書いてあるということですか。どうなんでしょう。ちょっと分からないので教えていただければと思うのですが。理事長が認めればよろしいのでしょうか。

【委員】

元々、保育園は園長の資格を問わないんですよ。恐らく、ご指摘の12条のあたりで推薦をしておられると思うのですが、資格云々という点からはどうなのでしょうね。

【会長】

どうでしょうね。市としては、これでよいと認められたということですね。

【事務局】

園長の資格としましては、幼稚園教諭の1種と保育士資格が必要ということになっているんですが、今回、ただ保育園の施設長になられる方については、そういった資格をお持ちではないんですけれども、それと同等の資質をお持ちということで理事長が証明をされているということでございます。

【会長】

そうですか。はい。分かりました。ほか、いいでしょうか。

全体的な計画が非常に細かく見づらいですね。

【事務局】

かなり字が小さくなってしまい申し訳ございません。

【会長】

全体的な計画について、別に0歳から6か月の間の順に細かく書いてあって、もうこの5

領域では見ないことになっているんですけども、これはいいんですか。

【委員】

そうですね。今、5領域で乳児さんのところ等を見ないですけど、暫定的に同じ形で書いているということですね。そうやっているところは、あるのはありますけれど。

【会長】

今までですと、今の保育所指針に従って3領域で書いてもらうようにと意見したことはあるんですけども、いいのでしょうか。

【委員】

認定こども園になったときに、やはり検討してもらう必要はあるかもしれません。

【会長】

そうですね。ほか、何かございますでしょうか。

【委員】

職員の皆さんは、必要な資格をお持ちなのですね。

【事務局】

皆さんの資格の証明は、全部頂いております。

【会長】

全体的な計画の中で、障害児保育のところですけども、下から2行目「地域の専門機関等と連携を図り、個別支援への連続性を持つ」と書いてありますが、地域のこの専門機関というと、具体的に言うとどちらのことになるのでしょうか。

【事務局】

公立で運営しております子ども発達支援センターで、障害児の計画等を策定しており、そのセンターで臨床心理士が全公私立保育所園、全公私立幼稚園などを巡回させてもらい、いろんな相談業務を行っております。

【会長】

なるほど。きちんと計画が立てられているということですね。発達支援センターですね。市内にある保育所や幼保連携型認定こども園、幼稚園など、障害児が通所しているところに関しては、全て児童発達支援センターの職員が必ず巡回相談を行っているということですか。

【事務局】

要望がある園ですね。障害のある園児が在籍している全施設に巡回しています。それ以外の、手帳を持っていない、又は発達検査で点数はクリアしてるけれども少し心配、少し相談に乗ってほしいという場合にも、全て行くようにしています。

【会長】

そのときは、臨床心理士と、例えばPTやOTなども児童発達支援センターにはいらっしゃるということですか。

【事務局】

そうです。PT、OT、STは、子ども発達支援センターにセラピストとして常駐しており、巡回には臨床心理士ないし保育士が回っています。センターに療育として来られた場合には、セラピストが対応しています。

【会長】

なるほど。では、さだ保育園につきましては、特段、御意見ないということによろしいで

しょうか。

【委員】

全体的な話として、もし保育所への苦情などがありますよという情報があるのであれば教えていただければ。許認可へ影響するかどうかは別なのですが、子どもたちにとって良くなるようにということをやっていることだと思うので、公にできるのであればと。

【事務局】

私立保育幼稚園課では、民間の保育所、認定こども園等を所轄しておりますので、そこを御利用されている方の様々な御意見というのは受けております。

今回の施設、それ以外の施設につきましても、ご利用されている方の中には色々なお考えの方がおられますので、確かにその方がおっしゃっているとおりの内容もあれば、園がおっしゃるとおりだなという内容もあります。ただ、市としましても、改善すべき内容は園にお伝えして、改善していただくという流れになります。

今回の4施設で、今回の認可に当たって何か大きな影響がある意見等は利用者の方からいただいておりますが、そういった御意見をいただいたとしましたら、そのときは双方の意見をお聞きし、市で判断することもあるかと思います。

【委員】

それは日頃からやっていらっしゃるといふふうに理解させていただいてよろしいですか。

【事務局】

はい。

【委員】

分かりました。

【会長】

それに関連しての質問なんですけれども、苦情処理と市がお聞きになっている部分とでは、どういう形ですり合わせをしているんですか。苦情の処理の関係でいきますと、大阪府社会福祉協議会を窓口として第三者委員会に上がっていきますよね。そうしたときの分と、市が吸い上げてる分とはどのような関係になりますか。

【事務局】

市が受けた苦情につきましては、その内容を園に言ってほしいとおっしゃる方もいれば、言ってほしくない、市に聞いてほしいだけだという方もおられます。その方の御意見をお聞きした上で、いつも双方から話を聞くスタンスでさせていただいております。いただいた意見の内容につきましては、室や部で共有し市としての判断をさせていただいて、その方にお返ししたり、園にお伝えしたりといった対応をしております。

【事務局】

例えば、職員数が足りていないんじゃないかという情報が市民の方から入った場合には、園のほうにはアポを取らず、直接現場に確認に行くというようなことも行っております。

【会長】

そうしたら、市のほうでお受けになった色々な意見に関しては、苦情処理のシステムとは別個のものということですね。

【事務局】

そうですね。指導監査も確かにございますが、市の事業として私立保育園を運営してもら

ってるというような状況になりますので、それを管理運営する立場から確認しているという状況です。

【会長】

分かりました。ありがとうございます。それでは、よろしいですか。質疑に関しては以上ということにさせていただきます。

続いて、第二光の峰保育園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

続きまして、第二光の峰保育園について、御説明いたします。再度、添付資料4の市内施設位置図を御覧ください。本園は、枚方市の東部に位置しておりまして、1979年に開設され、保育所として44年の実績があります。2014年より新園舎となり、定員を60名から90名とし保育を行っておられます。また、地域子育て支援拠点事業を実施されており、在宅で子育てをされている方への支援にも力を入れておられます。

今回、幼保連携型認定こども園への移行に伴い審査いただく園は、本園を含めてあと3園ありますが、今後は審査表に沿って、主な概要と特に御覧いただきたい点について、こちらから御説明させていただきます。そうしましたら、お手元の審査表、第二光の峰保育園を御覧ください。

基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人恵裕会です。幼保連携型認定こども園へ移行するに当たり、名称を第二光の峰保育園から大峰いなほこども園へと変更され、現在90名の定員で保育所を運営されておりますが、新たに1号児を11名設定し、計101名の定員で運営されます。

次に、その下の確認事項に入らせていただきます。項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、またお手元の資料、全体的な計画を御覧ください。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

それでは、認可審査表の4、子育て支援事業について、本園は週に1回、地域子育て世帯や在園児保護者に対し、育児相談支援を実施しておられますので、本項目について丸としております。

5、職員についてです。基準上必要な職員数は12人となっており、配置職員は15人配置していることを確認しております。なお、片方の免許しか保有していない職員が2名おりますが、当該職員のうち正職員1人については資格見込書において、今後1年以内に資格取得されていることを確認しております。残る非常勤職員は、令和6年度で退職する予定とされており、令和6年度は2歳児までの保育を受け持つと聞いております。調理員は外部委託しております。また、園医について配置しておりますが、薬剤師は依頼中であり、今年度中に配置することを確認しております。

続いて6、園長の資格等、7、学級についても各基準を満たしていることを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備では、園舎・保育室等・園庭においての三つの面積基準において、お手元の平面図等において全て基準を満たしていることを確認しております。なお、園庭の面積についてですが、必要面積は面積基準①の400平方メートルと

面積基準③の46.2平方メートルを足した446.2平方メートルです。ただし、移行特例により、保育所から移行する場合で必要面積を満たせない場合は、面積基準②の194.7平方メートルと面積基準③の46.2平方メートルを足した面積240.9平方メートルを満たせばよいとされております。同園の園庭は353.522平方メートルでありますので、移行特例により基準を満たしております。審査表3ページ目の設備の有無について、全て配置していることを確認しております。

9、保育室等を2階以上に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備についても確認しております。

本園は2階建てであります。園庭は屋上でありませので、10は該当しません。

11、食事の提供方法は外部委託です。12、情報の開示以降18、その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明しました、5、職員の資格について、8、園庭の面積基準について該当しております。

説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御意見や御質問ないでしょうか。すみません。今説明したのは、第二光の峰保育園ですね。

【事務局】

はい。第二光の峰保育園が、認定こども園に移行が認められた場合、こちらの名前に変更される予定です。

【会長】

第二光の峰保育園の資料と説明されているのに、大峰いなほこども園と書いてあるので、どこの何を説明されたのか分からなかったです。

【事務局】

申し訳ございません。

【会長】

それでは、このように名称変更するということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

そうすると堅苦しい話ですけれど、大峰いなほこども園（仮称）の審査をするということで考えたらいいですね。

【事務局】

はい。おっしゃるとおりです。どうぞよろしく申し上げます。

【会長】

何かありますでしょうか。財務的などころでは別段問題ないでしょうか。キャッシュフローの問題などは。

【委員】

財務的には、見せていただいた資料では問題ありませんでした。

【会長】

分かりました。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

私は、このあたりは全然知らないところなんですけれども、教育保育方針のところに「自然との触れ合いを通して、生命のつながりの大切と感謝の心を育み」という記載があって、特色ある保育のところに、スイミング指導、体育指導、ダンス指導、サッカー指導、ラグビー指導、和太鼓指導、リズムステップ指導とあります。どんな園なのかなというところが。

【会長】

はい。事務局、いかがでしょうか。

【委員】

そういうお稽古ごとなどを売りにしている園ですか。

【事務局】

スポーツ活動はこの園だけではなくて、今はスイミングスクールや体操といった専門の先生に園に来ていただいて取組をされているという園は多く聞くんですけれども、委員がおっしゃったようにこれほど多くの取組をされているのはあまり聞きません。

【委員】

それが、こども園になるに当たってどうこうという話では全然ないんですけれども、ただ、やはり1号認定の児童を入れていくということは、そういうところをアピールして、それをやりたいからここに入るお子さんがおられるのかなと思ひまして。

【事務局】

そうですね。特色ある保育の中に書いていただいておりますので、認定こども園になるから、全て新たに取り組むのではなく、保育所るときからも積極的に取り組んでおられて、認定こども園になってもそこを引き続いて特色ある保育として取り組んでいくというように認識しております。

【委員】

逆に言えば、地域の中でそういうニーズもあるのかなと思ひました。保育園のままでしたら、保育を今必要としないけれど、こども園にしてもらったら入るよね、という御家庭もあるのかなと。

【会長】

特色ある保育を見てみると、外部から入ってきたものとか、お稽古ごとばかりなので、園独自の特色のある保育というのはないんだなと思ってしまいます。もっと何か子どもたちにとって、うちの園はこんなものが売りですよというようなのがあったらいいと思います。他所の力をかなり書いてあったので。

【事務局】

保育所からされているのを認定こども園に引き継がれる形になりますので、保護者の方からも、そういった取組をしてほしいというところがある上で、特色ある保育として記載されていると思っております。

【委員】

園庭がかなり広いということでしょうか。

【事務局】

保育所部分の基準と幼稚園部分の基準の両方を本来は兼ね備えておかなければいけないのですが、幼稚園のほうが園庭の基準がかなり広い基準となっております。大峰いなほこども園（仮称）については、もちろん今は保育所で運営されており基準を守っていただいておりますが、幼稚園部分の基準は満たしておりません。特例期間ですので、保育所の基準を満たしていれば、そのまま移行できるといったところです。

【会長】

ほか御意見よろしいでしょうか。何かありましたら聞きたいと思いますが。

なければ、これで2についての認可についての質疑は以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、三矢ゆりかご保育園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

続きまして、三矢ゆりかご保育園、今回、移行に当たりまして、三矢ゆりかごこども園と変更されます。この園について御説明いたします。まず、添付資料4の市内施設位置図を御覧ください。

本園は、枚方市の南部に位置しておりまして、1982年に定員90名で開設され、保育所として41年の実績があります。同法人は他市においても保育所を運営されており、当該園と同様に令和6年度から幼保連携型認定こども園への移行手続を進めておられます。また、一時預かり事業も実施されております。それでは、三矢ゆりかごこども園の審査表を御覧ください。

基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人寝屋川聖和福祉会です。幼保連携型認定こども園へ移行するに当たり、名称を三矢ゆりかご保育園から三矢ゆりかごこども園とされ、現在170名の定員で保育所を運営されておりますが、新たに1号児を9名設定し計179名の定員で運営されます。次に、その下の確認事項に入らせていただきます。

項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

4、子育て支援事業について、本園は週に1回、地域の親子に対し、保育体験や育児相談支援を実施しておられますので、本項目について丸としております。

5、職員についてです。基準上必要な職員数は21名となっており、配置職員数は23名配置していることを確認しております。なお、4人の職員については片方の免許しか保有しておりませんが、当該職員については資格見込書において、今後1年以内に資格取得いただけることを確認しており、1人の職員について資格証明が確認できておりませんが、育児休暇後に提出いただけることを確認しております。

また、調理員・園医等について配置していることを書類において確認しております。

続いて6、園長の資格等、7、学級についても各基準を満たしていることを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備の基準についても園舎・保育室等・園庭について図面等において全て基準を満たしていることを確認しております。審査表3ページ目の設備の有無について、全て配置していることを確認しております。

9、保育室等を2階以上に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内階段、避難用すべり台を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備についても確認しております。

本園は2階建てであります。園庭は屋上でありませので、10は該当しません。

11、食事の提供方法について、以降18、その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明しました、5、職員の資格について該当しております。説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、三矢ゆりかごこども園についての説明がありましたが、意見、御質問ありますでしょうか。

すみません。重要事項説明書の中で、三矢ゆりかご保育園の苦情処理の関係で、第三者委員が園内の掲示板に公表ということですが、なぜここへ書いていらっしやらないのですか。決まっていないのですか。それとも、名前をここに出せない人、ということなのですか。

【事務局】

利用者の方が一番目につくところに掲示をされておられ、私どもが行かせていただいた際も貼っていることを確認させていただきました。ただ、資料にも名前を記載するべきでした。

【会長】

審査しないといけないですからね。例えば、この方がどんな方かということも我々は知らないといけないので、こう書かれると審査のしようがないです。

【事務局】

申し訳ございません。園のほうにその旨伝えまして、記載するように致します。

【会長】

はい。ほか、ないでしょうか。

【委員】

乳児、1歳、2歳がたくさんおられますね。1歳児30人。今までのところよりちょっと多い。多いのは別にいいですよ。

【事務局】

今は定員170名で保育所を運営されておられまして、そこに幼稚園部分を9名、今回179名で今後運営されるという予定されておりますので、4施設の中では一番定員としては多い園になっております。

枚方市内では200名を超える定員をお持ちのところもありますが、全体的にもかなり大規模な園の中には入ると思います。

【委員】

9名というのは、3歳児、4歳児、5歳児がそれぞれ3名、3名、3名で設定されているのですか。

【事務局】

そうです。新たに幼稚園部分に加えられる予定です。

【委員】

その人数はそろえて、ということですね。それと、この0、1、2歳児の児童は、ほかの歳児の倍ほどいるんですね。

【事務局】

そうです。かなりたくさんのお子さんを受け入れておられています。

【会長】

少し気になるというぐらいなんですけれども、職員配置学級編成計画書の中で、別に問題はないと思いますけれど、70代を超えられている方が非常勤として非常に多いという印象です。お元気で保育に従事されているのだらうと思うんですけれども。配置基準には関係がないのかもしれませんが、この辺は事務局としてどのように認識されていますか。

【事務局】

そうですね。特に年齢を見ての判断はないのですが、かなりの経験を積まれた職員の方だということで、ここについては、経験豊かな形で手厚い保育を御提供されていると認識しております。

【事務局】

今ある公立施設におきましても、例えば会計年度任用職員につきましては、正規職員の年齢制限を撤廃しておりますので、何歳でも御本人が働ける、または現場のほうでも採用されるときに問題なく勤められることが確認できれば、80歳前ぐらいの方でも実際に働いておられます。

【会長】

年齢幅が非常に広いように思うのですが。

【事務局】

通常の保育時間と言われます8時45分から5時15分に関しましては、各教室で、各歳児に分かれてグラウンドに出て走り回ったりといった保育になると思うんですけれども、そういう方というのは、朝の7時から朝の9時とか、夕方5時から夜7時などの時間外保育といわれるところにおられることが多いと思います。その保育に関しては、外へ出て遊ぶというよりも、お部屋の中で異年齢が集まって保育されているというような形式になりますので、そういった方を採用しているということは公立においても多いと思います。

【会長】

はい、それはそうだと思いますが、非常に多種多様な年齢層の方がいらっしゃるなど。

ほか、よろしいでしょうか。なければ、移行に伴う認可についての質疑に関しましては、以上ということにさせていただきます。

最後、村野保育園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

村野保育園、今回の移行でむらのこども園となりますが、そちらについて御説明させていただきます。添付資料4の市内施設位置図を御覧ください。

本園は、枚方市の中部に位置し、1970年に開設され、保育所として53年の実績があります。分園も設置しておられ、分園内で一時預かり事業も実施されております。では、紙資料、審査表を御覧ください。

基本事項としまして、設置主体は社会福祉法人桜丘です。幼保連携型認定こども園へ移行

するに当たり、名称を村野保育園からむらのこども園とされ、現在130名の定員で保育所を運営されておりますが、新たに1号を9名設定し、計139名の定員で運営されます。次に、その下の確認事項に入らせていただきます。

項目1、定員、2、教育保育を行う期間及び時間については、各基準を満たしていることを確認しております。

3、保育の全体計画ですが、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

4、子育て支援事業について、本園は週に1回、地域の子育て世帯に対し、育児相談支援を実施しておられますので、本項目について丸としております。

5、職員についてです。基準上必要な職員数は15人となっており、職員は22人配置していることを確認しております。なお、1人の職員については片方の免許しか保有していませんが、当該職員については資格見込書において今後1年以内に資格取得いただけることを確認しております。

また、調理員は外部委託しており、園医について配置しておりますが、薬剤師は依頼中であり、今年度中に配置することを確認しております。

続いて、6、園長の資格等、7、学級についても各基準を満たしていることを確認しております。

ページをめくっていただきまして、8、設備の基準についてです。お手元の平面図を御覧いただけますでしょうか。本園には分園がありますが、ともに園舎・保育室等・園庭について図面等において全て基準を満たしていることを確認しております。本園と分園は小学校を挟んで配置しております。

なお、保育室等の面積についてですが、平面図において、令和6年度と令和5年度の平面図を御用意しております。「R5」と右肩に書かれたほうが現在の配置であります。現在、5歳児クラスは2階で保育を実施しておりますが、認定こども園への移行に当たり、1号定員を設定すると、4、5歳児において面積基準を満たさなくなるため、「R6」と書いておりますものとおおり、4歳児は現在の4、5歳児の保育室を1部屋として使用しまして、5歳児の保育室が1階の一時預かり保育室部分とされます。その際、可動式の扉をしまい、遊戯室との壁を吊り下げ式のパーティション等を作って運営することを確認しておりますが、4、5歳児についての異年齢交流の点からも、4、5歳児が分かれることについて、ご意見をいただいておりますので、改めて、園のほうに確認いたしたいと思っております。御了承ください。

続きまして、審査表4ページ目の設備の有無について全て配置していることを確認しております。

9、保育室等を2階以上に設けておりますが、耐火建築物であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備についても確認しております。

本園は2階建て、分園は1階建てであります。園庭は屋上でありませぬので、10は該当しません。

11、食事の提供方法について、以降18、その他まで、基準を満たしていることを確認しております。

19、移行特例の適用状況についてですが、先ほど御説明しました、5、職員の資格について該当しております。説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたが、今度、村野保育園からむらのこども園になることについて、質疑、御意見、御質問等ございますでしょうか。

【会長】

危機管理に対してのマニュアルが策定されているんですけども、危機管理マニュアル類の、安全計画のところ、一切記述がないんですけども、マニュアルの策定計画のところ、白紙状態なのに、マニュアルができていたというのはどういうことなのでしょう。マニュアルの策定とか共有のところ、白紙ですよ。何も書いてないですよ。令和6年度、いつ策定したのかというのは書いてないけれど、危機管理マニュアルはありますよね。この危機管理マニュアルは、いつ策定されたのでしょうか。

【事務局】

申し訳ありません。本来であれば策定期間が示されるべきところなんですけれども、日付が漏れておりました。記載していただくよう園のほうに伝えます。申し訳ございません。

【会長】

平面図のところの話ですけども、令和6年度、面積基準が足りないということで、4歳が2階に行って、5歳が1階という状況なんですけれども、縦割りなども全体的な計画に入っており、4歳と5歳と分けたところで日常的な異年齢交流というのが十分にできるのかというところの問題があるので、この辺りは一度御検討していただきたいというように思います。

【事務局】

承知しました。

【会長】

ほか、いかがでしょうか。

【委員】

広さとか数だけ合わせていくのではなくて、保育に必要な歳児ごとのお部屋の配置というのは、もう一回検討いただけたらなと思います。

【事務局】

承知しました。全体的な計画で異年齢交流を示されておりますので、4歳児と5歳児が1階と2階で部屋が分かれるよりも、同じ階で一緒に触れ合う、異年齢交流をする方が望ましいという御意見を園にお伝えしまして、検討いただきます。

【会長】

よろしくお願ひしたいと思います。ほかにもございますか。よろしいですか。

【委員】

職員の履歴書を見ると、派遣の保育士さんがたくさんおられますが、他の施設も同じ状況なのでしょう。

【会長】

どうなのでしょう。

【事務局】

今年度に入りまして、保育士確保というのはどの園も苦慮されておられます。入ってくれたけれども、すぐお辞めになったりということで、どうしても頼るところが他にないと、基準を割ることはできないということで、派遣で何とか人を確保するということは今年度よくお聞きしています。

ですので、全ての園でむらのこども園さんと同じくらい派遣の方がおられるかを確認したわけではないんですけれども、どの園も何名かは派遣で確保されているというのは実情としてあるのかなと認識しております。

【委員】

履歴書で、30代、40代、50代ぐらいのベテランかなと思われる人たちが派遣などで入っているので、こども園の認可とは違う話かもしれないですけど、今後、保育の質というところで、派遣のレベルが低いというわけではありませんが、市のほうでもチェックをしていただけたらなと思います。

【事務局】

民間園でしたら、フルタイムの正職員で働かれたら毎月1万円の年間12万円で、離職を防止する方策をとっており、広報、ホームページはもちろん近隣の学校施設などにもビラを置かせてもらうなどしています。就職支援センターの運営も含めて、職員確保については引き続きしっかりとやっていきたいと思っております。

【会長】

ほか、よろしいでしょうか。

【委員】

資格見込みの方については、当然、年度末ぐらいには確認されるんですよね。

【事務局】

はい。まだ両方の免許をお持ちになっていない方につきましては、資格見込みとして、いつまで取るのかを出していただいておりますので、そのタイミングになった際には確認したうえで、資格証の写しなどの提出は求めます。

【会長】

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、村野保育園、むらのこども園についての認可に伴う質疑については、以上とさせていただきます。

案件1に対しては以上ということになりますが、何か案件1でありますでしょうか。

今後のこととして、また認可審査があると思うんですけども、この委員会での初見で全部審査し、質疑していくというのは困難になってくるだろうと思うので、委員にはペーパーかデータか、それぞれの委員の皆さんによって御調整いただきたいと思いますが、事前に見る機会がないと審査できないのではないかと思いますので、皆さんいかがでしょうか。ここでぱっと見て、こうだということはないかな。

【委員】

私は今年初めてなので、急に見せられても、数字は検討済みなんですけれども、内容までは少し分かりづらい。もし予め確認できるのであれば、確認させてもらいたい。大変な作業になるということも分かるので、言いづらいのですが。

【事務局】

今後は移行を希望する件数が増加することも十分考えられますので、実施手法については今後引き続いて検討してまいります。

【会長】

はい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続いて、案件の2、保育所の民営化についてということで、令和6年4月1日、桜丘北保育所についての案件について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件2、民営化に伴う保育所の認可（令和6年4月）予定について、説明させていただきます。案件2の資料を御確認いただけますでしょうか。

まず、民営化に係る直近の経過でございますが、令和4年度に令和6年4月の枚方市立桜丘北保育所の民営化に向けて運営法人の公募を行い、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会での審議・答申を受けまして、令和4年10月に運営法人を社会福祉法人たんぽぽ福祉会に決定したものでございます。

なお、本日説明させていただきます整備概要などにつきましては、これまでに保護者・法人・市による三者懇談会や、施設整備の説明などの場面におきまして共有をさせていただき、調整を進めてきたところでございます。

2ページに移りまして、枚方市立桜丘北保育所民営化後の運営法人について、でございますが、社会福祉法人たんぽぽ福祉会は、本市域では定員90名の枚方たんぽぽ保育園、定員30名のつくし保育園を、このほか四條畷市で定員70名の畷たんぽぽ保育園、大東市で定員90名の津の辺保育園を運営されており、津の辺保育園については民営化園となっております。

次に、3ページでございますが、令和5年度と令和6年度の2か年のスケジュールについて、民営化と施設整備、認可審査部会の関わりを一覧としてお示しさせていただいております。

まずは、民営化の欄を御覧ください。民営化につきましては、令和5年4月からの上半期で法人への引継ぎを行い、10月からの下半期で市職員と法人職員とによる共同保育に入り、令和6年4月に認可・民営化することとしております。

施設整備につきましては、令和6年2月頃に仮設園舎工事に着手し、3月末に完成、子どもたちが引越した後、令和6年4月から仮設園舎で保育を開始します。園舎建て替えとなりますことから、この間に旧園舎の解体を含む新園舎建設工事を進め、令和7年2月に新園舎を完成させ、ここに運営を移しまして保育を行う予定としてございます。

認可審査部会については、本日、概要説明をさせていただき、12月頃に認可について審査いただく予定としてございます。

次に、4ページでございますが、付近見取図で仮設園舎と本園舎との位置関係をお示ししており、図面の上を北として、左手西側には（仮称）桜丘北保育園の新園舎が、右手東側には仮設園舎が、そして中間地点に桜丘北小学校が立地しております。なお、仮設園舎につきましては、敷地の一部を借用するもので、北側と西側には緩衝地を挟んで工場や住宅が、東側は村野浄水場が、南側には都市計画道路がある立地となっております。

次に、5ページでございます。（仮称）桜丘北保育園の概要でございますが、民営化による移管によりまして令和6年4月から社会福祉法人たんぽぽ福祉会が運営を行うこと、定員

は90名、新園舎は鉄骨造の2階建てとすることなどを記載しておりますので、御確認ください。

続きまして、仮設園舎・本園舎について、現時点での計画図に沿って、順次、説明をさせていただきます。お手元に御用意しておりますA3の図面、1枚目の仮設園舎・平面図と右下のほうにある資料を御覧ください。

まず、敷地の周囲の状況でございますが、図面の上を概ね北とし、北側と西側には緩衝地が、南側には道路という立地となっております、約1,900平方メートルの敷地に軽量鉄骨造平屋建約500平方メートルの仮設園舎を整備することとしております。

登降園につきましましては、道路に面して駐車場横の門扉から入りまして、事務室横の門扉を経由して園舎へと続いていく形となります。手前の棟につきましましては、人の出入りや園庭の状況などを把握できるように門扉脇に事務室を設け、隣接して医務室などの管理スペースを配置、0歳児と1歳児の保育室を設け、その中央には0歳児と1歳児の双方から進入できるトイレ・沐浴室を備えております。

奥側の棟でございますが、左手より調理室、2歳から5歳までの保育室、そして各保育室の間に各歳児に対応したトイレやシャワーブースを備え、それぞれお示しさせていただいております。

なお、仮設園舎では敷地的な制約などにより遊戯室を備えることができませんので、3歳児と4歳児との間にある間仕切りにつきましましては可動式のものを採用いたしまして、行事などに対応できるようにしてございます。

また、これらの建物につきましましては外部廊下で連結しておりまして、破線でお示しをさせていただいているところが、屋根で覆われたスペースとなっております。ちょうど園庭側の点線のところでございます。

次に、園庭につきましましては約658平方メートルを確保し、夏場にはここに組立式プールを設け、プール遊びに対応できるようにしてございまして、運動会については小学校を借用して開催することとしております。

このほか、保護者の送迎に対応できるように駐車場や駐輪場を備えることとしております。なお、各歳児の保育室、園庭につきましましては、それぞれの名称を書いているところの下に平方メートル数を記載しておりまして、面積基準を満足することを確認させていただいております。

簡単ですが、仮設園舎の説明につきましましては以上となりまして、次に、1枚めくっていただいでよろしいでしょうか。

新園舎の配置図、1階平面図、こちらに基づきまして、現時点での計画状況を説明させていただきます。

概要でございますが、公募に当たりまして、桜丘北保育所敷地に現地建て替えをすることとして、約2,219平方メートルの敷地に、建築面積で879平方メートル、2階建鉄骨造の園舎を整備するもので、上手が市道、左手がUR団地の敷地、右手が住宅、下手が駐車場敷地となっております。

上手、北側の市道につきましましては、左手に横断歩道が設置され、この付近に正門がございまして、自転車・人につきましましては、こちらから電気錠を経由して園内に進入するもので、すぐそばに保護者用駐輪場を確保してございます。保護者要望を踏まえまして、現在約10

台でありますものを、台数を23台に拡充するとともに、庇下を活用いたしまして雨に濡れないようにしております。

ほかに駐車場と職員用駐輪場を設けておりまして、怪我や災害などの緊急時に備え、緊急車両が園庭に入れるよう、観音開きの扉としております。

中央よりやや上、黒三角のところから建物に入っていく形となりまして、玄関脇には事務室を設け、付近に医務室や湯沸室などの管理機能を配置しております。

反対側には調理室を設け、駐車場に面したポーチから食材を搬入する予定としており、衛生管理のために調理員専用の更衣室とトイレも設けてございます。また、食育の一環といたしまして、運営法人が他園でも実践しているように、調理室の床の高さを掘り下げまして、カウンター越しに園児が調理の様子を見えるようにする予定としております。

また、遊戯室につきましては、できるだけ広く使えるようにホールと一体利用できるよう検討されております。

園舎の西側には0歳児と1歳児の保育室を設け、仮設園舎と同様、その中央にトイレ・沐浴室を配置するほか、部屋の外には乳児専用の遊び場としてテラスに乳児園庭を区画し、砂場横に手洗い場・足洗い場を備えてございます。

1歳児保育室と2歳児保育室の間にもテラスを設け、子どもたちはここから園庭に出て活動することとなるため、こちらにも手洗い場・足洗い場を設け、1歳児も大きくなると園庭で活動することから、1歳児保育室からも直接園庭に出入りできる計画としてございます。

2歳児保育室の右手には、トイレや洗濯室、外部トイレのほか、遊戯室横にも子ども用トイレ、車いす対応の多目的トイレといった水回り機能を固めて配置してございます。

次に、中央階段・エレベーターを上がりまして2階となります。1枚めくっていただいて、2階の平面図を御覧ください。

中央にございます屋内階段につきましては、幅1,400ミリ、蹴上げ、階段の1段当たりの高さは142ミリ、踏面、足を乗せる踏板の奥行きにつきましては260ミリの緩やかな階段を計画しており、転落防止と安全対策の観点から、大人用とは別に乳幼児が握りやすい高さ・太さの専用の手すりを取りつけ、二重手すりとするように計画してございます。

2階は3歳から5歳の幼児のエリアでございまして、各歳児の保育室とトイレのほか、職員休憩室や更衣室などを備え、子どもたちが絵本に親しめるようにとの考えから、本棚も設置してございます。

また、各歳児の保育室につきましては、1階のものも含めまして複数の避難経路を確保しているほか、各歳児の保育室、園庭につきましては、先ほど仮設園舎でもお示しさせていただいたとおり、面積基準を満足することをそれぞれ確認してございます。

簡単ではございますが、本園舎の説明につきましては以上となります。

【会長】

ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

【委員】

立派な建物だと思うんですけども、資金、建物価格と返済ができる状況かについては分かるのですか。

【事務局】

公募に当たり、法人の予算をどのように組み立てておられるのかというところは確認させていただいておりました、その資金計画については、修繕積立金で他園も含めて積み立ててもらった部分をこの整備に充てるということも含めて、御了承いただいているところでございまして、資金上は返済可能と確認しております。

【委員】

最終的に返済できなかつたらいけないので、他園の資金を含めて財務状況はどのようなかなと思うんですけども。

【会長】

それに関しては、委員は御覧になっていないのですか。

【事務局】

今回につきましては事前説明になりまして、次の12月の認可本審査の際に財務三表をそろえて見ていただくという形になります。

ちなみに、補足としまして、社会福祉法人が建設する保育所につきましては、福祉医療機構から借入金が利率の低いところで借りられるようになっておりますので、それを含め、資金計画については運営法人選定審査会るときにはご確認いただいております、改めて本審のときに御確認いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

次回でも御説明いたしますが、国庫補助、市の補助がありまして、法人が自ら資金を持ち出す部分というのは補助対象から外れているところだけになります。その部分がかかなり低い利率で、福祉医療機構から特別に借り入れることができますので、またそこも含めて詳細を御説明いたします。

【委員】

はい。分かりました。

【会長】

今度12月に正式に審査をするということになると思うんですけど、今、示されている平面図では非常に不足なところが多々ありますので、きちっとした形での平面図等を示していただきたいです。この図で気になる場所がありますけれども、隣がURの団地だということで、日照権は大丈夫なのですか。例えば、0歳児、1歳児のところ窓をどういう形でつけるかということが示されてませんけれども、日が傾いていたら影に陰になってきますよね。上が北ですからね。

それから、最近よくあるのが、保育園が近所にあると子どもたちの声が騒音という形で扱われるというようなこともありますけれども、そういった点での近隣対策というのはどうなっていますか。

今、現にこの地に保育所があるということですが、そういう点での苦情などは出ているのか、出ていないのかはいかがでしょうか。

【事務局】

まず、URの団地は、側道に張り付いているわけではございません。URの敷地がかかなり大きいので、建物自身はもっと西側になります。

【会長】

そうしましたら、すみませんが正式な付近図を提示していただくようお願いしたいと思います。

います。

【事務局】

見取図的なものを次回のときに提示させていただきます。元々から先に保育所が建ち、後に東側に建売住宅というのができたんですけれども、子どもの声が気になるという苦情を受けたこともありますので、園庭に向けてついているスピーカーの角度を検証したりなどしています。基本的には、元々保育所があったところに後から来られているということもありますので、理解のある方がたくさんおられ、現状住まわれている方は、いつも玄関で優しく声をかけてくれていただいています。

【会長】

ただ、ここに新しい建物が建つと、そういった関係というのはリセットされますから。

【事務局】

新園舎が建つときには事前にビラも配布しますし、市からも説明をいたします。その際、公立で運営していたところが民営化によって民間で運営するということになりますので、民営化の関係についても、市が説明対応してまいります。

【会長】

はい。

【事務局】

URの団地や、仮設園舎が建つところもそうなんですけれども、近隣住宅を含めて一つのコミュニティ協議会に含まれておまして、そちらには御挨拶に行かせていただいて、民営化に伴って建て替える工事がありますということをお伝えしております。ただ、それだけでは伝わらないので、各自治会単位でお知らせに行き、あとは個別に、特に園沿いの戸建ての住宅の方には個別にビラを配布させていただいて、自治会長さんにも相談させていただいております。

ただ、建て替えがあるとはいつても、工事の入札が終わっていつから始まるんだとか、何時から何時まで工事をするんだ、何曜日にするんだなどといったことが出てきますので、また詳細が決まりましたら、再度ビラを持って説明に伺うということをお伝えさせていただいております。

【会長】

できたら、工事内容が決まる前に住民に対しての説明会を開いて御理解を直接的に取っていかないと、決まった後で行ったら、もうありきで話をすると非常に住民感情というのを逆なでするような感じになってきますので。きちっとした形で十分に理解を得ながら事業を進めていくという方法のほうがいいとは思いますが、また御検討いただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【会長】

じゃあ、12月に改めて、よろしく願いいたします。

【委員】

すみません。子育て支援室というのが、図面で見ると割と奥まったところにある感じなんですけど、これは玄関ホールから遊戯室の中を歩いていく感じですか。

【事務局】

玄関ホールから行きますと、階段の外側、トイレ・沐浴室の周りをぐるっと回っていくような形になるかと思います。時間帯にもよるかと思うのですが、ホールと遊戯室で一体的な利用はするものの、ホール、廊下と遊戯室を一旦用途別に分かれておりますので、こちらをぐるっと回っていくような形になるかと思います。

【会長】

屋外階段のところに入り口がついていますよね。ここから入るという形ではないのですか。

【事務局】

屋外階段につきましては非常用階段としての機能を考えておりまして、平時の利用はあまり考えていません。

【委員】

ちょっと奥まったところにあるので、何か意図があるのかと思い質問しました。

あと、施設全体のスペースがぎちぎちですが、ちょっとした相談室のようなものがどこかにあれば良いのではないかと思います。どこにも置きようがないなと思いながら見ていたんですけれど。

【会長】

電気室は、こんなに多く取らないといけないんですか。

【事務局】

設備の関係で、ある程度の面積が必要だということなのでこのように計画されているんですが、実施設計の中でどうなるかについては確認させていただきたいと思います。

【委員】

これから子育て支援のニーズは高くなると思うので、ちょっと何か相談に行けるとか、もちろん入園のことを相談というときに、小さなお部屋が必要かなと思いました。

【事務局】

事務室がどういう配置の仕方でやっていくか、書庫の使い方というのも現段階であくまでも一定の平方メートル数になっています。実施設計する際には御意見いただいた内容を検討してもらおうよう、法人に伝えたいと思います。

【委員】

お願いします。

【会長】

ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。なければ、案件の2は以上ということにさせていただきます。

それでは、続きまして、案件の3ということで、認定こども園の移行調査の結果についてお願いいたします。

【事務局】

資料3の資料を御覧ください。

本内容は、令和5年6月に私立保育所39園、私立幼稚園9園へ認定こども園への移行調査を実施し、その結果を取りまとめた資料となっております。

認定こども園の移行について、幼保連携型認定こども園へと移行する場合は、本認可審査部会において、今回のように御意見をお伺いすることとなりますので、私立保育所及び私立

幼稚園の今後の移行予定につきまして、現時点での各施設の御意向を報告させていただくものでございます。今後、各園とのヒアリングの中で、意思の変動が考えられますので御了承ください。

令和7年4月の移行予定と回答した施設につきまして、私立保育所は39施設中「移行する予定」と回答した施設は18園あり、うち幼保連携型認定こども園に移行を希望する園が12園、施設類型を幼保連携型か保育所型か決めていないが、認定こども園に移行希望する園が6園ありました。なお、21園については「移行しない」との回答を得ています。また、私立幼稚園9施設につきましては、幼保連携型認定こども園に移行を希望する園が1園、幼稚園型認定こども園に移行を希望する園が1園、新制度幼稚園へ移行を希望する園が4園ありました。なお、3園については「移行しない」との回答を得ております。

令和7年度に19もの施設が幼保連携型認定こども園への移行を検討としている理由としましては、案件1で御説明しましたとおり、移行特例が適用される最終年度である令和6年度中に移行をしておきたいと考えておられる施設が多く、このような結果が出ておると考えております。

以上、簡単ですが御報告とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から認定こども園への移行調査結果について説明がありましたが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がなければ、認定こども園の移行調査の結果については、以上とします。

その他、事務局から何か伝達する事項等がありましたら。

【事務局】

それでは、今後のスケジュールについてお伝えいたします。

本日御審査いただきました案件のうち、案件1につきましては、委員の皆様からいただきました御意見、御質問を踏まえまして、今後、認可に向けて事務局で手続きを進めてまいります。認可の結果は、改めて委員の皆様にお知らせさせていただきます。なお、本日いただきました調整が必要なものにつきましては、大西会長に一任していただく形で進めさせていただければと考えておりますがよろしいでしょうか。

【会長】

よろしいですか。

(異議なし)

【事務局】

続いて、案件2につきましては、進捗内容を御説明し認可に係る審査をお願いするに当たり、令和5年12月頃に第2回認可審査部会の開催を予定しております。

第2回認可審査部会の開催日程につきましては、日程が近づきましたら改めて皆様に照会させていただいた上で、決定次第お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したのち、皆様にメールまたは郵送で確認の御依頼をさせていただきます。その後、皆様の御意見を反映させていただきまして、大西会長と調整した上で内容を決定し、会議録とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

最後になりますが、本日の案件資料につきましては、広く公表していないものもございます。次回の会議まで事務局で預からせていただきますので、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。事務局からの説明について、何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。なお、事務局からもありましたとおり、本日の御意見で事務局との調整が必要なものについては私のほうで一任させていただいてよろしいですか。再度の確認でございますが、よろしくをお願いいたします。

(異議なし)

それでは、これをもちまして、令和5年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。